

主な論点

【行政訴訟の対象・取消訴訟の排他性・民事訴訟との関係、出訴期間】

1 行政立法、行政計画、通達、行政指導などへの取消訴訟の対象の拡大

多様な行政活動に対する関係において国民の権利救済の機会を広く確保する観点から、行政立法、行政計画、通達、行政指導などを取消訴訟の対象とすべきとの考え方があるかどうか。

取消訴訟の対象の拡大の考え方については、たとえば次のような指摘があるが、このような指摘についてどう考えるか。

ア 行政立法、行政計画などでも、国民の権利義務に直接影響を及ぼすような場合は現行法でも取消訴訟の対象となる処分当たり、紛争の成熟性に関わりなくすべての行政立法、行政計画を一律に取消訴訟の対象とする必要はないとの指摘

イ 本来法的な効力がない行政指導がすべて訴訟の対象となるのは適切でなく、民事訴訟と同様の確認の利益があれば、行政指導などの行政活動の違法・無効、あるいは法律関係の存否等の確認の訴えを活用することが現行法でも可能であるとの指摘

ウ 行政立法や行政計画を取消訴訟の対象とすると、取消訴訟の排他性や出訴期間の制限を受けて争う機会が制約されたり、後にされる処分についても違法性が承継されずに争うことができないことになるとの指摘

2 行政決定の違法を確認する排他性のない訴訟の創設

多様な行政活動に対する国民の権利救済の機会を広く確保しつつ、訴訟類型の選択のための国民の負担をなくし、さらに取消訴訟の排他性や出訴期間の制限によって権利救済が必要以上に制約されないようにする観点から、行政決定ないし行政上の意思決定について、その違法を確認する訴訟類型を新設し、この訴訟は、民事訴訟など他の訴訟との間で排他性のないものとして制度設計をすべきであるとの考え方があるかどうか。

この考え方については、たとえば次のような指摘があるが、このような指摘

主な論点

【行政訴訟の対象・取消訴訟の排他性・民事訴訟との関係、出訴期間】

についてどう考えるか。

ア 排他性と出訴期間を伴った形成訴訟でしか争わせないこととして法的な権利関係の安定を図ることが取消訴訟制度の目的であり、取消訴訟の排他性と出訴期間は、行政救済だけの問題ではなく、行政の作用のあり方、行政の仕組みと密接に関連するから、行政の円滑・効率的な遂行による国民の利益を検討すべきであるとの指摘

イ 行政上の意思決定は、対象や効果が漠然としているため裁判規範も明確にならない上、個別の訴えの利益の判断で結果的に多数の訴訟が不適法とされるので、訴訟類型として新設することは適切でないとの指摘

3 裁判所が判決で必要な是正措置を命ずる考え方

違法な行政決定に対する救済のための是正措置を多様化しつつ、救済方法を選択する国民の負担をなくす観点から、2の行政決定の違法の確認を求める訴訟では、違法の確認のほかに必要な是正措置を判決で命ずることができ、訴えの提起に当たっては、求める是正措置の内容を原告が特定する必要がないものとするべきであるとの考え方があるかどうか。

この考え方については、たとえば次のような指摘があるが、このような指摘についてどう考えるか。

ア どのような救済が当事者にとって有利かは一義的には決まらないので、判決で命ずる救済として当事者が何を求めるかは当事者が自分の判断で選択して訴え、当事者双方の主張の当否を裁判所が中立の立場で判断するという、現在の訴訟の基本構造を変えることは適切でないとの指摘

イ 請求の特定は、審理の対象を定める重要な意味があり、請求が明確でないとして訴訟の審理が多岐にわたり仮定的で複雑なものとなって、訴訟の遅延につながるなどの指摘

ウ 現行法でも、請求は、裁判所が当事者に適切に釈明を求めることにより、当事者にとって最適な救済を選択するように促すことが可能であって、裁判所が釈明権を適切に行使すれば足りるとの指摘

主な論点

【行政訴訟の対象・取消訴訟の排他性・民事訴訟との関係、出訴期間】

4 取消訴訟の排他性の縮減

取消訴訟では実効的な救済ができない場合に、作為・不作為の給付の訴えや確認の訴えなど、民事訴訟を含む他の訴訟形態を活用して実効的な権利救済を図ることができるようにする観点から、取消訴訟の排他性が、その本来の趣旨を超えて、このような他の訴訟形態による実効的な権利救済を必要以上に妨げるものでないとの趣旨を明らかにすべきであるとの考え方があるがどうか。

この考え方については、たとえば、取消訴訟の排他性は、行政事件訴訟法に規定がなく、対象になる行為の性質により異なるので、排他性に関する一般的な規定は適切でないとの指摘があるが、このような指摘についてどう考えるか。

5 排他性又は出訴期間を伴う処分を限定する考え方

取消訴訟の排他性又は出訴期間の制限により権利救済の機会が必要以上に制約されないようにするため、排他性又は出訴期間を必要とする行政活動を厳格に限定する観点から、排他性又は出訴期間を伴う処分を限定すべきであるとの考え方があり、たとえば、

排他性又は出訴期間については必要なものについて個別法で定めるべきであるとの考え方

第三者の権利義務関係に変動を及ぼす処分に限って出訴期間の制限を受けられることを行政事件訴訟法において規定すべきであるとの考え方などの考え方があるがどうか。

これらの考え方については、たとえば次のような指摘があるが、このような指摘についてどう考えるか。

ア 取消訴訟の排他性と出訴期間は、行政救済だけの問題ではなく、行政の作用のあり方、行政の仕組みと密接に関連し、行政の円滑・効率的な遂行による国民の利益を検討すべきであるとの指摘

主な論点

【行政訴訟の対象・取消訴訟の排他性・民事訴訟との関係、出訴期間】

イ 出訴期間の廃止は、行政コストとして国民の負担となり、処分に対する訴訟の仕方を教示する制度ができれば、出訴期間を伴う処分を限定する必要は乏しいとの指摘

ウ 個別法で整理をする場合、立法者は、国会だけでなく、市町村、都道府県、条例制定権を持つ組合があることを考える必要があるとの指摘

エ 第三者の権利義務関係に影響があるかどうかを立法段階で区別することは難しく、一般法で出訴期間がある処分を第三者の権利義務関係に影響を及ぼすものに限定することは適切でないとの指摘

6 出訴期間の延長

出訴期間の制限により権利救済の機会を必要以上に制約されないようにするとの観点から、取消訴訟の出訴期間を延長することについて、たとえば、次のような考え方があるかどうか。

「処分があったことを知った日から 3 か月」の出訴期間（行政事件訴訟法第 14 条第 1 項、第 2 項）を 6 か月に延ばす考え方

「処分があったことを知った日から 3 か月」の出訴期間は、処分が公告された場合などに「知った日」が争いにならないよう、明確な起算日に改めるとの考え方

「処分があったことを知った日から 3 か月」の出訴期間を廃止し、「処分の日から 1 年」の出訴期間（行政事件訴訟法第 14 条第 3 項）に統一する考え方

これらの考え方については、出訴期間について教示義務を設けること、行政の効率的運営の要請などとの関係をどのように考えるか。迅速な裁判、早期の行政の法律関係の確定という要請から、現行法の出訴期間を維持すべきであるとの指摘については、どう考えるか。